

EBPM推進委員会の開催について

令和 3 年 10 月 25 日
データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定

1 「データ戦略推進ワーキンググループの開催について」（令和 3 年 9 月 6 日決定）第 4 項の規定に基づき、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善を進めることにより、国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体としてエビデンス（根拠）に基づく政策立案（EBPM。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する体制として、データ戦略推進ワーキンググループの下に、EBPM推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認められる場合は、構成員及びオブザーバーを追加又は関係者の出席を求めることができる。

会 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 会 長	内閣官房内閣審議官（行政改革推進本部事務局長）
構 成 員	内閣府政策統括官（経済社会システム担当） デジタル庁統括官（戦略・組織担当） 総務省行政評価局長 総務省政策統括官（統計制度担当）
オブザーバー	会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者 会長の指定する職にある関係機関のEBPM統括責任者

3 委員会の庶務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）の助け並びにデジタル庁、総務省行政評価局及び総務省政策統括官（統計制度担当）の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。